

令和6年11月5日

大阪府議会議長 中 谷 恭 典 様

提 出 者

大阪府議会議員	河 崎 大 樹	肥 後 洋一朗
	しかた 松 男	

賛 成 者

大阪府議会議員	中 川 誠 太	角 谷 庄 一
	くすのき好美	奥 村 ユキエ
	前 田 将 臣	広 野 瑞 穂
	紀 田 馨	中 野 剛
	須 田 旭	

第7号意見書案

外国資本等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書

近年、全国各地において、外国資本等により、リゾート地や温泉施設、水源地域の森林等、土地の買収が進んでいる。今後も、世界の水需給のひっ迫、森林の二酸化炭素吸収能力に係る価値の上昇などから、外国資本等による我が国の森林等土地の買収は、一層拡大することが予想される。

令和4年、重要土地等調査法が施行されたが、この法律の対象は重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、今後も外国法人等による取得、利用が我が国の主権を脅かすおそれもあり、安全保障上も重大な問題に発展しかねない。

日本は、世界貿易機関のサービスの貿易に関する一般協定（GATS）を批准しているため、国内外において差別的な取扱いとなる立法を行うことは原則的に認められていないが、一方、GATS 締約国においても、安全保障上の観点から、外国法人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することや例外規定を援用することにより、自国の国内法で外国法人等の土地取得の制限を可能にしている国もある。

よって、大阪府議会は、国に対し、国益を損ねると判断されるような外国資本等による土地所有、利用を規制し、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年11月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
外務大臣		
農林水産大臣		
国土交通大臣		
防衛大臣		
内閣官房長官		

大阪府議会議長
中谷 恭典